

No	内容
1	Q: 育児休業給付金の支給対象期間延長のための「保育所等入所保留通知書」はどちらでいただけますか？ A: 「保育所等入所保留通知書」は、保育施設に申し込みを行った結果、入所できない場合に交付されるものです。必ず毎月ごとに定められた申込期間内に入所の申し込みをしてください。毎月ごとの申込期間は「利用のご案内(保育利用版)」または市ホームページで確認してください。 ⑤申込期間外の受付はいかなる理由があってもできませんので、申し込みの必要な時期はご自身で管理してください。 ⑥市または保育施設に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申込期間内に申し込みを行わなかった場合も通知書の交付はできません。
2	Q: 保育施設の申し込みをしようとしたが、通園可能な保育施設の空きがどこにもないので育児休業を延長したい場合、「保育所等入所保留通知書」はどちらでいただけますか？ A: 通園可能な保育施設の空きがなく育児休業を延長せざるを得ない場合は、「保育施設の利用ができない旨の通知書」を交付しますので、次のとおり各月の入所申込期間内に申し込みをしてください。 ○申し込み場所: 長野市保育・幼稚園課(市役所第二庁舎2階) ○持ち物: 育児休業給付金支給決定通知書(印鑑は必要ありません) ※公務員の方は、事前にご相談ください。 郵送での提出も可能です。詳しくは、市ホームページ「育児休業給付金の支給対象期間延長について」をご覧ください。
3	Q: 令和7年4月から、育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの際に、保育施設の申し込みを行ったときの申込書の写しが必要と聞きましたが、自分でコピーするのですか？ A: 申込書を提出する前にご自身でコピーしてください。 なお、市では「保育施設の利用ができない旨の通知書」を郵送する際に、申込書のコピーを同封しています。
4	Q: Q1およびQ2に関連してですが、例えば1歳になる際に保育施設に申し込む子どもが10月1日生まれの場合、9月と10月のどちらの月に申し込みをすればいいですか？ A: 厚生労働省のホームページでは、原則として子どもが1歳に達する日(誕生日の前日)の翌日以前の日を入所希望日として申し込みをしていることが必要とされています。ご質問の例では9月30日か10月1日を入所希望日として申し込みとなりますので、9月・10月のいずれかの月で申し込みをしてください。 なお、育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。
5	Q: 保育施設の入所が内定になりましたが、育児休業給付金の支給期間延長を希望するので『保育所等入所保留通知書』が必要です。内定を辞退しても『保育所等入所保留通知書』は発行されますか？ A: 『保育所等入所保留通知書』は内定に至らず、保留の方を対象にしている通知書になりますので、入所保留の方のみに交付しています。内定を辞退された方や申し込みをしていない方には『保育所等入所保留通知書』は交付することができません。
6	Q: 保育施設の申し込みをしましたが、『保育所等入所保留通知書』が届きました。育児休業給付金の支給対象期間延長に必要な保育が実施されない旨の証明書は、この入所保留通知書のことでしょうか？ A: 保育所等入所保留通知書が使用できるかハローワークに確認してください。使用できない場合は、「保育施設の利用ができない旨の通知書」を発行しますので、お手数ですが保育・幼稚園課までご連絡ください。 なお、育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

No	内容
7	Q: 育児休業から復職の予定がない場合も申し込みはできますか？ A: 育児休業中は家庭での保育が可能なため保育施設の申し込みはできません。
8	Q: 育児休業から復職予定できょうだい2人を同時申し込みしました。上の子の入所が内定し、下の子は入所保留となりました。育児休業を延長して上の子だけ入所させることはできますか？ A: 復職予定での申し込みのため、育児休業を延長した場合は上の子も入所できません。上の子の内定を辞退したうえで育児休業を延長されるか、下の子を認可外保育施設などに預けて復職するかご検討ください。
9	Q: 育児休業から復職予定で申し込み、入所が内定となりましたが、申し込み時の職場を退職し、別の職場に就職してもよいですか？ A: 保育施設の利用調整については、提出いただいた申込書や就労証明書などの書類をもとに行っています。育児休業からの復職に伴う利用調整点数の加点は、育児休業の取得時にいた勤務先に同じ条件で復職することを支援するために設けている項目です。申し込みから利用開始までに復職予定であった会社等を退職(別会社への転職や派遣元の変更を含む)した場合、加点がつかなくなるほか内定が取り消しになることがあります。 なお、勤務地の変更、部署の異動、時短勤務を取得したとき(雇用契約時間が変わらないとき)、派遣先の変更(派遣元が変わらないとき)は影響ありません。 申込書提出後、事情により状況が変わったときは、お早めに保育・幼稚園課にご相談ください。
10	Q: 育児休業取得中に復職予定で申し込みましたが、入所後に元の職場に復職できなかった場合はどうなりますか？ A: 入所月の翌月1日までに復職できない場合は、退所になります。 また、次の場合も同様に退所になります。 ・入所した月の翌月1日までに復職したことが翌月10日(10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに「復職証明書」で確認できなかった場合 ・別の職場に就職した場合
11	Q: 育児休業中も保育施設は継続利用できますか？ A: 育児休業取得時に、すでに保育施設を利用しているお子さんについては、児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合であって、育児休業中も勤務先との雇用契約が継続していて、かつ、育児休業終了後に復職することが決まっている場合に限り、特例利用として継続利用ができる場合があります。その他条件がありますので、詳しくは現在ご利用の施設にご相談ください。 ㊤育児休業中の転園は、上記の理由(児童福祉の観点)が成り立ちませんので、復職が必要です。
12	Q: 育児休業を取得後、上の子が小規模保育所を卒園します。育児休業は引き続き継続したいのですが、卒園後の保育施設の利用はどうなりますか？ A: 小規模保育所・事業所内保育所の卒園児は、保育の継続性の確保のため、当該保育所の連携施設への入所が可能となっています。また、連携施設以外の保育施設を希望する場合は、基本点数を20点として利用調整を行います。
13	Q: 第1子の育児休業が4月中に終了しますが、希望する保育施設に入所できなかった場合は、育児休業の延長も許容できます。この場合、『保育所等入所保留通知書』の交付はしてもらえますか？ A: 令和4年度から「給付認定申請書 兼 利用申込書」に復職の意思を確認する項目を追加しました。申請書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」欄を選択(チェック)した場合は、第一希望園ではなく保育・幼稚園課へ申込期間内に書類を提出してください。窓口にて制度の趣旨を説明し、再度意思確認を行ったうえで書類を受領します。 なお、利用調整の際は点数を20点に減点しますが、結果として内定となる場合があります。